

委託契約書（案）

福島国際研究教育機構 理事長 山崎 光悦（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇
【例：株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇】（以下「乙」という。）と〇〇〇業務
（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」とい
う。）を締結する。

- 1 目的 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 委託費 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。）
を上限とする。
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 納入物 委託業務実施計画書に記載のとおり
- 5 納入場所 甲が別に指示する場所

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1
通を保有する。

年 月 日

甲 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構
理 事 長 山 崎 光 悦

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(委託業務の実施)

第1条 乙は、法令及び指針等を遵守し、委託業務の実施計画書に記載された実施計画に従い、委託業務を実施しなければならない。

(契約保証金)

第2条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

(計画変更等)

第3条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の30パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

(再委託)

第4条 乙は、あらかじめ実施計画書に記載されている場合を除き、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、再委託に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

3 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる債権及び債務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(委託業務完了報告書の提出)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第7条 甲は、前条に規定する委託業務完了報告書を受領した日から15日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）

までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務が終了した日の翌日から61日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を甲に提出するものとする。

(支払うべき金額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要したものと甲が認めた金額と委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第10条 甲は、前条に規定する額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 乙は、前2項による委託費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。

(過払金の返還)

第11条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託費が第9条の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(収益の納付)

第12条 乙は、委託業務の実施により相当の収益が生じたときは、甲の指示に従い、当該収益の全部又は一部に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する金額は、甲乙協議により算定した金額とする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託費その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

(1) 乙が、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完

了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託費の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(不正に対する措置)

第14条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合若しくは委託業務に関する不正があった場合は、その調査の結果を書類により、甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。

4 甲は、委託業務に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 甲は、前項の規定により、委託業務を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託費の額のいずれか低い額を返還させることができる。

6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託費を返還するときは、不正にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率(以下「法定利率」という。)に基づき計算した遅延利息を付加しなければならない。

7 甲は、不正の事実が確認できたときは、機関名及び不正の内容等を公表することができる。

8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(委託業務の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、本契約の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 甲は、再委託先等に対しても、再委託先等の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。この場合において、乙は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な措置をとらなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が次の各

号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前2号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - (3) 乙が第三者をして前2号の行為を行わせること。
 - (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前4号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 甲は、前2項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。
- 4 第13条第2項の規定は、本条第1項、第2項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第19条 乙が、本契約に関し、前条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託費(本契約締結後、委託費の変更があった場合には、変更後の委託費)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率に基づき計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第20条 乙は、第11条の規定により甲に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを甲に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、法定利率に基づき計算した金額を支払わなければならない。

2 乙は第13条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率に基づき計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第21条 乙は、委託費について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は前項の帳簿等及び証拠書類を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(資産の管理及び所有権の移転)

第22条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、資産等に委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。

3 乙は、所有権を移転する前に資産等を処分しようとするときは、予め承認を受けなければならない。

4 乙は、資産等の所有権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に移転をしなければならない。なお、甲は、本契約にかかる額の確定前において、必要があると認めるときは、乙に対して指示し、資産等の所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができる。

5 乙は、所有権を移転した後の資産等の取扱いについては、甲の指示に従わなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第23条 委託業務の成果に係る知的財産権に関する必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第24条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(機密の保持)

第25条 乙は、委託業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書類による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 知り得た際、既に公知となっている事項

- (2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
 - (3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書類で証明できる事項
 - (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項
 - (5) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された事項
- 2 本条の規定は、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第26条 乙は、委託業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、「福島国際研究教育機構サイバーセキュリティ基本方針」及び「福島国際研究教育機構サイバーセキュリティ対策基準」に準じて情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第27条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示

をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

- 5 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を委託業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(契約書の解釈)

第28条 本契約の規定について解釈上生じた疑義、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

- 2 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

以上